

本庄市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市がインターネット上に開設する本庄市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告掲載について、本庄市有料広告事業取扱要綱(平成19年本庄市告示第40号)の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

2 広告には、事業所等のホームページへのリンクを張ることができる。

(広告掲載場所)

第3条 広告の掲載場所は、市ホームページのトップページとし、位置の定はできない。

2 市長は、市ホームページのレイアウト変更などにより、広告掲載位置を変更することができる。

(広告料等)

第4条 広告料は、1枠につき、次の表の掲載期間の区分に応じた割引率を適用した金額とする。

掲載期間	割引率	広告料(月額)
1か月から5か月まで	なし	11,000円
6か月から8か月まで	5%	10,450円
9か月から11か月まで	10%	9,900円
12か月	15%	9,350円

2 広告の規格(1枠)は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 上下66ピクセル 左右200ピクセル
- (2) 形式 JPEG・GIF・PNG・BMP形式(静止画に限る)
- (3) データ容量 おおむね15キロバイト以下

(申込枠数)

第5条 広告掲載の申込みは、申込者1人につき1枠とする。

(広告掲載期間)

第6条 広告掲載期間は1月単位とし、1回の申込みにより掲載できる期間は最長12月とする。

2 広告掲載期間は、原則として掲載開始月の初日から掲載終了月の末日とする。

3 メンテナンス等により市ホームページを停止している期間についても広告掲載期間に含まれるものとする。

(募集方法等)

第7条 広告の募集は原則として公募とし、広報紙、ホームページ等により行うものとする。

2 申込みが募集件数を超えたときは、本庄市有料広告事業取扱要綱第8条第2項により優先順位を決定する。同順位に複数の申込者がいる場合は、掲載希望期間が多いものを優先し、掲載希望期間が同一の場合は、抽選により決定するものとする。

3 第1項による募集の締め切り後も掲載枠に空きがあるときは、市内事業者等に対し個別に案内をすることができ、申込書の先着順により掲載ができるものとする。

4 第1項による募集の締め切り後に、広告掲載の申込みをする場合は、原則として掲載開始希望日の1月前までに、申込書を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(広告の内容)

第8条 申込み時に提出された原稿の内容、デザイン等について、市ホームページの掲載にふさわしくない部分があるときは、市長は申込者に修正を依頼することができる。

2 申込者が前項の修正に応じないときは、市長は掲載を不可とすることができる。

(広告のリンク停止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載者と協議の上、広告掲載者が指定しているホームページへのリンクを停止することができる。ただし、市長が緊急性があると判断した場合は協議を必要としない。

(1) リンク先のホームページがインターネットウイルス等に感染している恐れのあるとき

(2) リンク先のホームページがインターネットウイルス等に感染し、閲覧者に不利益を被る恐れがあるとき

(3) その他市長が業務上やむを得ないと判断したとき

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、本庄市有料広告事業取扱要綱の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年12月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和2年10月1日から施行する。